営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway viaduct of Hitosugi other 1 Bridge

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 10 June 2015

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 19 August 2015. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 19 August 2015)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4—3—1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105—6011 Tel. 03—5776—5600

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年5月11日

東京地下鉄株式会社

改良建設部長　野焼　計史

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13

○第14号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東西線飯田橋・九段下間折返し設備設置飯田橋工区改良土木工事

⑶　工事場所　東京都千代田区飯田橋一丁目8番地～飯田橋四丁目5番地

⑷　工事内容　掘削数量7,400㎥、コンクリート造の工作物の解体数量440㎥の営業線トンネルの改造工事

⑸　工期　43か月間

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約2,500㎥

⑺　この工事は、入札時にあたり施工計画等の技術提案を受け付け、品質確保や安全管理のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の試行工事である。

⑻　この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥの実施対象工事である。

⑼　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑽　この工事は、日々営業運転を行っている地下鉄構造物を大規模に改良するものであり、工事期間中の列車運行及び旅客の安全確保に十分配慮すること。また既設構造物に有害な影響を与えないよう、十分に配慮して施工すること。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、5⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体又は有資格者で構成する2者若しくは3者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。

⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。

⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。

⑷　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後3年を経過していない者でないこと。

ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。

ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。

オ　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げたこと。

カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。

キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。

ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。

ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。

コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。

サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められた者であること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、5⑴に示す場所に申請すること。

⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法第27条の29第1項の総合評定値通知における直近の土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。

⑼　平成11年4月以降に元請としての施工実績（公告時点で鉄筋コンクリート壊しが完了したものを含む。）を有すること。なお、単体又は共同企業体の場合の代表者は、単体又は共同企業体の出資比率が40％以上の構成員としてアの施工実績を有すること。共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、単体又は共同企業体の出資比率が15％以上の構成員としてイの施工実績を有すること。ただし、外国での都市鉄道トンネル工事及び都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事の実績については、日本国内での都市鉄道トンネル工事及び都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と会社が認めたものに限る。

ア　都市鉄道トンネル工事のうち、掘削深が10m以上の開削工法による工事及び都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、地下におけるコンクリート造の工作物の解体が200㎥以上の工事。

イ　都市鉄道トンネル工事のうち、掘削深が10m以上の開削工法による工事。

⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　1級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であること。

イ　都市鉄道トンネル工事のうち、掘削深10m以上の開削工法による工事の経験を有する者、又は、都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、地下におけるコンクリート造の工作物の解体が200㎥以上の工事の経験を有する者であること。

ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。